

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第36号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																									
<p data-bbox="152 469 474 501"><u>第11号様式（第17条関係）</u></p> <p data-bbox="577 520 636 539">(第1面)</p> <div data-bbox="291 547 920 847"><p data-bbox="309 555 367 574">第 号</p><p data-bbox="445 587 777 606">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p><table border="1" data-bbox="309 627 777 783"><tr><td>職 名</td><td rowspan="2">写 真</td></tr><tr><td>氏 名</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>年 月 日交付</td><td></td></tr><tr><td>年 月 日限り有効</td><td></td></tr></table><p data-bbox="333 810 533 829">香川県知事 印</p></div> <p data-bbox="577 850 636 869">(第2面)</p> <div data-bbox="291 874 920 1150"><p data-bbox="309 879 902 922">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p><table border="1" data-bbox="309 927 902 1145"><thead><tr><th>法 令 の 条 項</th><th>該当の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table></div> <p data-bbox="286 1158 920 1305">備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る条例の条項を記載すること。 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</p>	職 名	写 真	氏 名	生年月日	年 月 日生	年 月 日交付		年 月 日限り有効		法 令 の 条 項	該当の有無															<p data-bbox="1140 469 1462 501"><u>第11号様式（第17条関係）</u></p> <p data-bbox="1615 512 1673 531">(表 面)</p> <div data-bbox="1382 536 1910 863"><p data-bbox="1400 552 1458 571">第 号</p><p data-bbox="1554 600 1740 619">立 入 検 査 員 証</p><p data-bbox="1720 639 1767 659">所 属</p><p data-bbox="1720 667 1767 686">職 氏 名</p><p data-bbox="1388 711 1910 754">上記の者は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。</p><p data-bbox="1469 778 1570 798">年 月 日</p><p data-bbox="1693 818 1892 837">香川県知事 印</p></div> <p data-bbox="1615 919 1673 938">(裏 面)</p> <div data-bbox="1382 943 1910 1270"><p data-bbox="1491 975 1805 994">浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（抜粋）</p><p data-bbox="1388 1038 1435 1058"><b>第15条</b></p><p data-bbox="1388 1066 1910 1137">2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p><p data-bbox="1388 1150 1910 1193">3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p><p data-bbox="1388 1206 1910 1249">4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p></div>
職 名	写 真																									
氏 名																										
生年月日	年 月 日生																									
年 月 日交付																										
年 月 日限り有効																										
法 令 の 条 項	該当の有無																									

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。